甲良町立甲良西小学校

令和7年度 いじめ防止基本計画

Ⅰ　学校いじめ防止基本方針

１　いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの子ども達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、 未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められます。

（１）いじめとは・・定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒上の諸問題に関する調査」より】

（２）いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取組むべき問題である。

２　いじめ未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。子どもたちならびに保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、計画的な取組を実施する必要があります。

（１）子どもたちや学級の様子を知る

①教職員の気づきが基本

子ども達や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切です。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが必要です。その中で子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが大切です。

②実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要です。そのためには、子どもたち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査を実態把握の一つの方法として用いることも有効です。また、配慮を要する子どもたちの状況については、教職員や学校間で適切な連携及び引き継ぎを行うことが重要です。

（２）互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切です。子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受けます。子ども達にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つです。教職員が子どもに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた 温かい学級経営や教育活動を展開することが、自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となります。

①子どもからの信頼

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められます。

②心の通い合う教職員の協力と協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

③自尊感情を高める、学習活動や学級活動

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験

が、子どもたちを成長させます。また、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、大きく変化します。

（３）命や人権を尊重し、豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントです。

①人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切です。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ることが大切です。

②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。子どもたちは、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」 等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要です。

（４）保護者や地域の方への働きかけ

学校運営協議会や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切です。

３　早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員は子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切です。

（１）教職員のいじめに気づく力を高める

①子どもたちの立場に立つ

一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り、尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子ども達の立場に立ち、 子どもたちを守るという姿勢が大切です。

②子どもたちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められています。そのためには、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要です。

（２）早期発見の手立て

①日々の観察 ～子どもがいるところには教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配ります。「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果があります。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切です。

②観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、子どもたちは中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなります。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど、担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。また、気になる言動を耳にした場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要です。

③教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもたちが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要です。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものです。また、定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要です。

④いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することにします。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施します。また、アンケートはあくまでも、発見の手立ての一つであるという認識も必要です。

（３）相談しやすい環境づくり

子どもたちが教職員や保護者へ、いじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について最新の注意を払わないといけません。その対応如何によっては、 教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられます。

① 本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

日頃から「よく行ってくれたね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばなりません。保健室や面談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証します。

●事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴します。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

②周りの子どもからの訴えには

●いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。

●「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与えます。

③保護者からの訴えには

●保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスです。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておきます。

●子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

４　早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え 込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

（１）いじめ対応のフローチャート

いじめ情報のキャッチ

●「いじめ対策委員会」を招集する。
●いじめられた生徒を徹底して守る。
●見守る体制を整備する。
（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

正確な実態把握 → 指導体制、方針決定 → 児童への指導・支援 → 今後の対応

正確な実態把握	指導体制、方針決定	児童への指導・支援	今後の対応
●当事者双方、周りの子どもから聴き取り記録する。 ●個々に聴き取りを行う。 ●関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 ●ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。	●指導のねらいを明確にする。 ●すべての教職員の共通理解を図る。 ●対応する教職員の役割分担を考える。 ●教育委員会、関係機関との連携を図る。	●いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。 ●いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。 ●いじめた子どもが、その行為に至る背景や環境を理解し、その改善を図るための支援を進める。	●継続的に指導や支援を行う。 ●カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。 ●心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

保護者との連携

●直接会って、具体的な対策を話す。
●協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

（２）いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければなりません。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告します。

①いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

●いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を、別の場所で行うことが必要です。

●状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

②事実確認と情報の共有

●いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などを、いじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。

なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生指担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。

●短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

把握すべき情報例

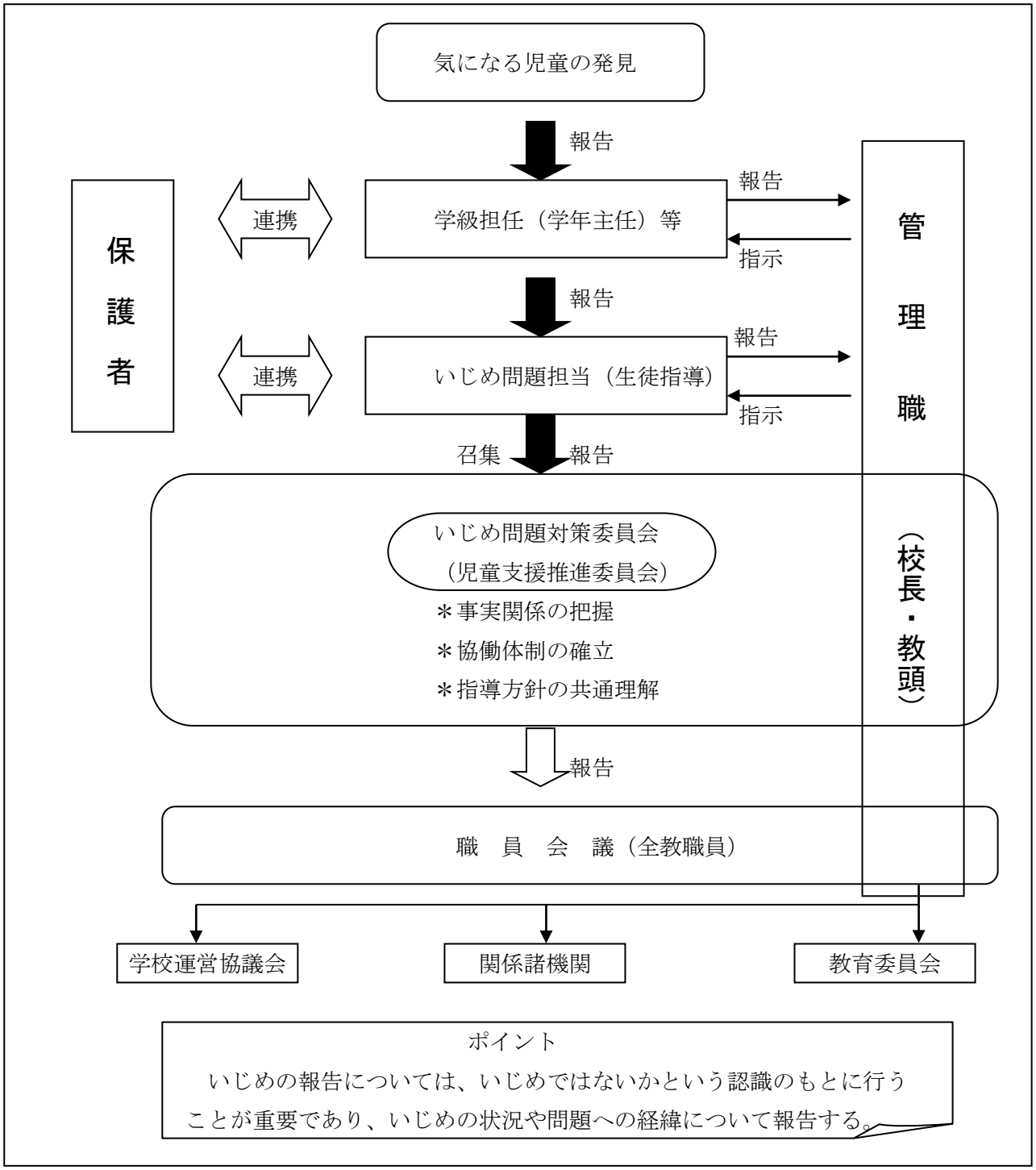
◆誰が誰をいじめているのか？ ……【加害者と被害者の確認】
◆いつ、どこで起こったのか？ ……【時間と場所の確認】
◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？…… 【内容】
◆いじめのきっかけは何か？ ……【背景と要因】
◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……【期間】

要 注 意
児童の個人情報は、その取扱いに十分注意すること

（３）報告体制

いじめの早期発見においては、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとします。また、児童や保護者からの訴えやアンケート調査等でいじめではないかと思われる事象に関しては、迅速かつ適切に対応する必要があります。報告については、いじめではないかと判断したものは校長をはじめとして、関係職員に報告し、校長のリーダーシップのもと、校内いじめ問題対策委員会が中心となって、いじめられた児童への対応の経緯について、速やかに教育委員会へ報告すると共に、状況に応じて関係諸機関との連携を図ることとする。

【　いじめの報告体制　】



５　ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図、また児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠です。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。

（１）未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に 連携・協力し、双方で指導を行います。

保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

●子どもたちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること

●インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと

●「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

●家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

●発信した情報は、多くの人にすぐに広まること

●匿名でも書き込みをした人は、特定できること

●違法情報や有害情報が含まれていること

●書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること

●一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

（２）早期発見・早期対応のために

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

●書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。

●学校､保護者だけでは解決が困難な事例が多く､警察等の専門機関との連携が必要になります。

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要があります。

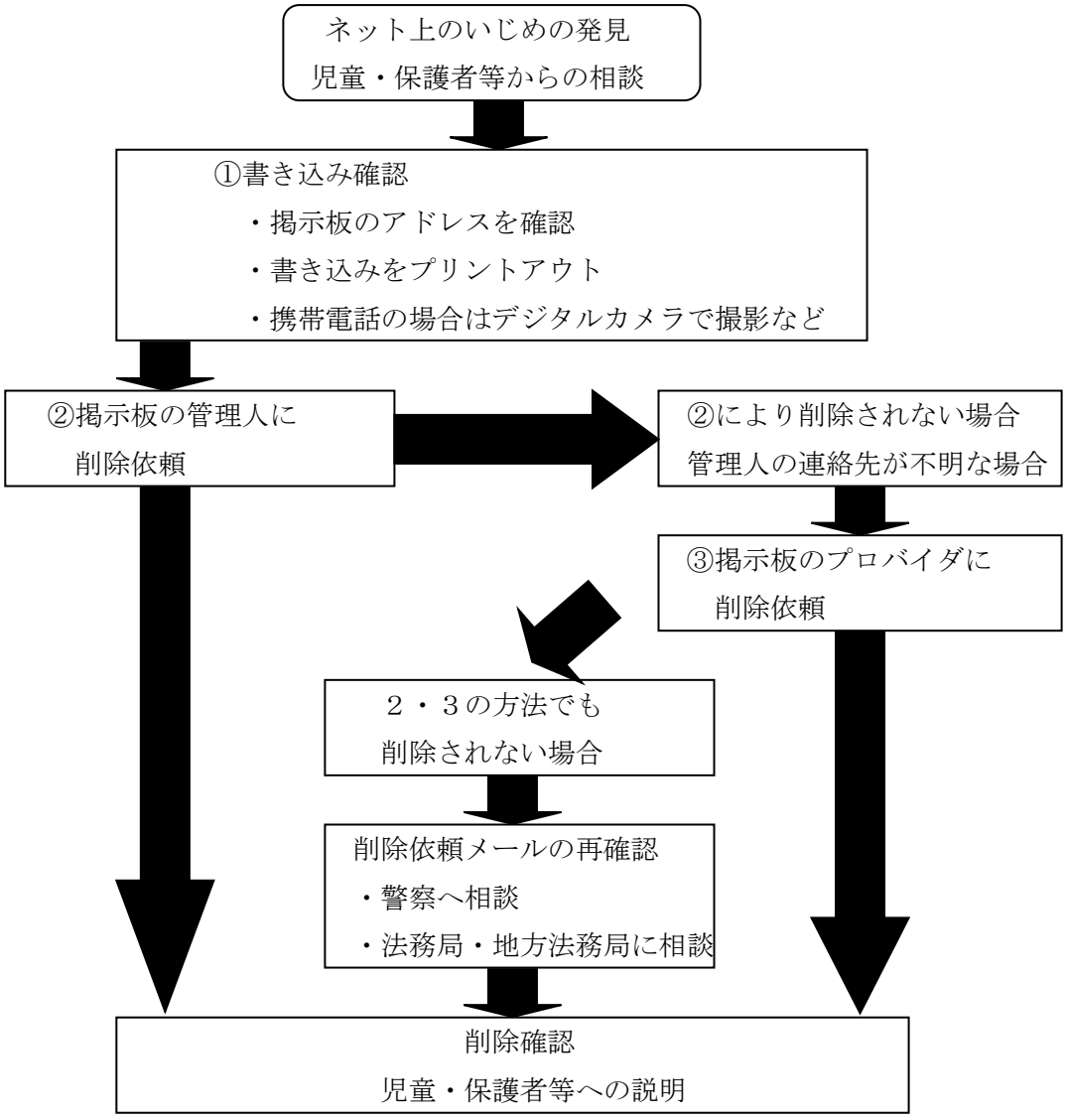
〈指導のポイント〉

●誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。

●匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。

●書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること

書き込み等の削除の手順（参考）



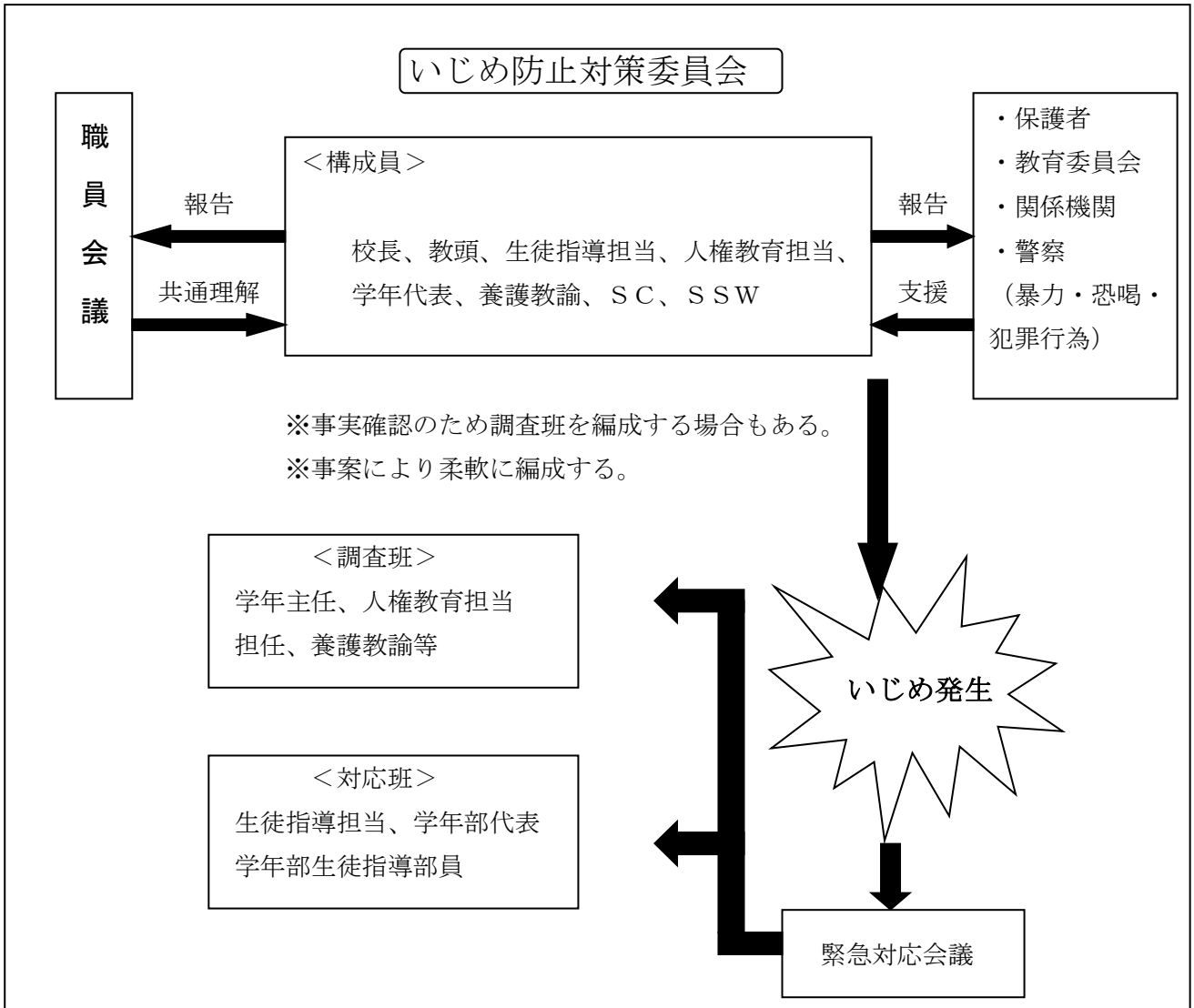
Ⅱ　いじめ防止対策委員会

１　いじめ防止対策委員会の設置

●いじめ防止対策委員会は、学校長、教頭、生徒指導、教育相談、学年代表、人権教育、養護教諭などをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応する。

●いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておく。

＜いじめ防止対策委員会組織＞



※いじめ防止対策委員会は、毎月１回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※いじめ防止対策委員会の内容や事案については、職員会議において報告し周知徹底させる。

※生命又は、身体の安全が脅かされる重大な事案については、学校長が速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。

※事案によっては、マスコミ対応も考えられる。その場合の対応窓口は教頭が行う。

※保護者に説明する必要が生じた場合には、緊急保護者会を開催する。

Ⅲ　いじめ未然防止指導計画

１　生活科・総合学習の時間・道徳のねらい

	人権学習	地域学習	仲間づくり
１年	学校における人権問題に目を向け、優劣などの意識に基づいて、差別が作られていることを理解し、差別されたことで心を痛め、困っている人の気持ちや思いに共感する。	私たちの学校生活や家庭生活は、多くの人々の助けや支えによって成り立っていることに気づく。	思っていることや考えていることを学級や家庭の中で素直に出し合い、自分が大切にされていることを実感する。
２年	学校における人権問題に目を向け、性別・身体・性格・行動の違いによって、差別がつくられていることに気づき、お互いのよさを認め合おうとする態度を身につける。	私たちの生活は、地域の人々の関わりによって、成り立っていることが分かり、その人々の工夫・苦労・喜びについて気づく。	思っていることや考えていることを学級や家庭の中で素直に出し合い、自分が大切にされていることを実感する。
３年	学校や家庭の人権問題に目を向け、それらが社会的・文化的な違いによってつくられていることや、自分自身で差別をつくっていることの過ちに気づき、違いを豊かさととらえ､過ちを正そうとする意欲を持つ。	人間らしい生活を求めて、協力している地域の人々の生き様に触れ、地域やそこに住む人々を愛する気持ちを持つ。	一人ひとりには、かけがえのない良さがあることを認め合い、お互いの違いを大切にしながら力を合わせていこうとする。
４年	地域社会における人権問題に目を向け、不合理なうわさや言い伝えが差別を生んでいることに気づき、自ら正していこうとする意欲を持つ。	地域の人々が、豊かな生活への願いを実現するために、努力してきたことを理解し、その生き方に共感する。	一人ひとりには、かけがえのない良さがあることを認め合い、お互いの違いを大切にしながら力を合わせていこうとする。
５年	日本の産業社会における人権問題に目を向け、それらが構造的につくられてきたものであることに気づき、真実を追求しようとする態度を身につける。	より豊かな生活を求め、様々な課題の解決や矛盾の克服に立ち向かっている事実を正しく理解し、その事実について自分の考えを持つ。	「自分らしさ」に自信を持ち、お互いの違いを認め合い、仲間と豊かなつながりをつくる。
６年	確かな歴史認識を踏まえ、部落差別はつくられたものであり、不合理・不平等なものであること、その解消に向け多くの人々が努力を重ねていることの事実を知り、今後の生き方に意欲と展望を持つ。	より豊かな生活を求め、様々な課題の解決や矛盾の克服に立ち向かっている人々の願いや努力・喜びに共感し、人間らしい生き方について自分の考えをより確かなものにする。	「自分らしさ」に自信を持ち、お互いの違いを認め合い、仲間と豊かなつながりをつくる。

２　年間職員研修計画

時期	職員研修		備　考
４月	・子どもを語る会 ・児童支援推進計画検討会議 ・新入生児童の共通理解		・自主活動学級の計画検討会議
５月	・人権、同和教育計画検討会議 ・子ども守る会総会 ・児童支援推進会議 ・いじめアンケート実施		・人権教育担当者研修会 ・町人推協総会 ・生きぬく力の礎推進部会
６月	・部落解放小５合宿 ・学力診断テスト		・自主活動学級開講式 ・滋人教犬上支部総会 ・第１回生きぬく力の礎全体研修会
７月	・児童支援推進会議 ・１学期の実践交流会		・学力補充教室実施 ・第２回生きぬく力の礎全体研修会
８月	・夏季研修会 ・いじめアンケート分析会議 ・学力向上会議		・人推協学校、園部会研修会 ・犬上郡人権教育研究会 ・学力補充教室実施
９月	・人権問題学習講座 ・児童支援推進会議		・愛犬人権教育研究会
10 月	・児童支援推進会議		・滋人教大会
11 月	・部落解放小６合宿 ・部落問題学習授業研究会		・第３回生きぬく力の礎研修会 ・対話集会 ・近在高校連絡協議会
12 月	・人権週間 ・保護者研修会 ・児童支援推進会議		・部落解放県民の集い
１月	・児童支援推進会議 ・いじめアンケート実施		
２月	・性教育授業公開 ・せせらぎ人権学習発表会 ・評価と次年度への課題		
３月	・児童支援推進会議 ・いじめアンケート分析 （次年度の方向性）		

Ⅲ　重大ないじめへの対応

１　監督官庁との連携

学校において重大ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要があります。解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められます。

2　出席停止・転学措置について

児童に対しては､日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要です｡しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ対策委員会と生活指導部が連携し、教育長の判断による出席停止の措置を検討する必要があります。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものです。

いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた児童に対し転学について、弾力的に対応することと規定されています。いじめた児童の保護者から、他の学校に転学したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し、児童の将来を見据えた指導を行います。

３　警察との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切です。学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年センターに相談し、連携して対応することが必要です。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要があります。

４　地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども支援センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要があります。

わが校のストップいじめアクションプラン
～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

目指す学校 or 目指す子ども

いじめをしない、させない、見逃さない学校

子どものアクション

○いじめのない明るく楽しい学校・学級づくりを進める
・毎日「あいさつ運動」を実施
・毎日「ほっこり言葉」の推進
○児童会活動等によるいじめ根絶運動を推進する
・人権標語を募集し、人権カレンダーを作成する。
・いじめ根絶にむけた意見発表と人権総合学習発表会の実施

家庭や地域と連携したアクション

・アクションプランを学校説明会・地区別懇談会等で説明
・学校評価項目の中に、いじめに関する項目を位置づけアンケート調査を実施
・学校協議会でいじめの問題への取り組みに関しての協議
・町人権推進協議会が主催する学校・園部会への参加および人権意識の向上に向けた取り組みの協議
・町青少年育成会議（スマイルネット）への参加と取り組みの協議

教職員のアクション

○「いじめを絶対に許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践を進める
・「いじめを絶対に許さない、いじめられている人を守り通す」立場を共通理解する。
・児童支援推進員会を毎月開催し、個々の子どもと集団の様子について協議する。
・なかま作りの実践力を高めるため、研修会を開催する。

○子どものＳＯＳを見逃さない（早期発見）
・子どもと触れ合う時間を多く持ち、信頼関係の構築に努める。
・子どもの内面に迫る教育相談活動の推進と組織的な支援体制の充実を図る。

○いじめがあることを前提に、いじめの掘り起こしを行う
・いじめの実態把握に向けたアンケートを実施する。

現状（課題）

・相互批判・相互支援の関係が未熟。
・自尊感情の高揚に向けた関わりの構築。
・学校、家庭、地域の連携強化（規範意識の向上）